

# 週刊住宅

2018年(平成30年) 7月2日号  
NO. 2819 (毎週月曜日発行)

CFネット流  
新・大家実践塾

前回の「民法改正(1)」  
に続き、主な改正点を説明  
する。

## 民法改正(2)

23

(賃貸住宅が一部滅失した  
場合の賃料減額の改正)  
賃貸住宅の一部が壊れ  
て、そこが使えなくなつた  
ときに、賃料はどうなるの  
か、という問題がある。

この点、現行法は、賃借  
物の一部が「滅失」したと  
他の事由により使用・収益  
ができなくなつて、残存す  
きのみを規定していたのに  
対し、改正法は、「滅失」借した目的を達成すること  
のみならず「その他の事由  
により使用および収益をす  
ることができなくなった場合、現  
行法は、賃借物の一部滅失  
として、賃料が減額さ  
れる場合を広げた。

そこで現行法では、賃借  
人が賃料の減額を請求する  
ことができる  
といふ請求  
権つまり、  
請求をしない  
と賃料の減額  
が認められない  
いところを、改正法によつ  
て当然に減額されることに  
(改正法611条2項)。  
なつた(改正民法611条  
1項)。

賃借物の一部が滅失その  
によって解除できる、とい  
うだけで、賃貸人から損害  
の定義は、「一定の範囲に  
属する不特定の債務を主た  
る」ということになった。

(保証人についての改正)  
現行法も、根保証につい  
ての条文があつた。根保証  
のもの、今回の改正で、賃  
借の賃借人の債務の根保  
証も含めてすべて民法の根  
保証といふ条文に加えられ  
るもの、法人が保証  
人になる時は、限度額を書  
かなくて保証契約は無効  
にはならない。

次回に続く。  
シード・エフ・ネット  
弁護士 世戸孝司

これまで連帯保証人に  
サインしてもらう際、契約  
書に、例えば、「保証金額  
は300万円です」とは書  
いっていない。これからは限  
度額を書かない、保証契  
約それ自体が無効になつて  
しまう。ただ、

## 個人の保証人は限度額の明示

### 賃料減額の適用幅も拡大

のは、保証人が  
個人の場合のみ。法人が保証